

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
告 示	
○平成26年北海道准看護師試験の実施.....（医療業務課）	59
○土地改良区の定款の変更の認可.....（農業施設管理課）	60
○土地改良事業の施行の認可.....（農業施設管理課）	61
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....（治山課）	61
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....（治山課）	61
○森林法による通知に代える公示（3件）.....（治山課）	61
○道路の区域の変更及び供用の開始.....（道路課）	62
○都市計画事業の事業計画の変更の認可.....（都市環境課）	63
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	63
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	63
○特定調達契約に係る入札の公告.....	64

告 示

北海道告示第701号

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、平成26年准看護師試験を次のとおり実施する。

平成25年10月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 試験会場

(1) 北海道第2水産ビル	札幌市中央区北3条西7丁目1番地
(2) 北海道渡島総合振興局合同庁舎	函館市美原4丁目6番16号
(3) 苫小牧市民会館	苫小牧市旭町3丁目2番2号
(4) 北海道上川総合振興局合同庁舎	旭川市永山6条19丁目1番1号
(5) 北海道オホーツク総合振興局保健環境部 北見地域保健室（北海道北見保健所）	北見市青葉町6番6号

(6) 帯広市医師会館 帯広市東3条南11丁目2番地

2 試験の期日
平成26年2月12日（水）午後1時から午後3時30分まで（2時間30分）

3 試験科目
人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護及び精神看護

4 受験資格

(1) 文部科学大臣の指定した学校において2年の看護に関する学科を修めた者（平成26年3月31日までに修業見込みの者を含む。）

(2) 都道府県知事の指定した准看護師養成所を卒業した者（平成26年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）

(3) 文部科学大臣の指定した学校において3年以上看護師になるのに必要な学科を修めた者（平成26年3月31日までに修業見込みの者を含む。）

(4) 厚生労働大臣の指定した看護師養成所を卒業した者（平成26年3月31日までに卒業見込みの者を含む。）

(5) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、厚生労働大臣が(3)若しくは(4)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者

(6) 外国の看護師学校を卒業し、又は外国において看護師免許を得た者で、知事が(1)若しくは(2)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めた者

5 受験願書等の提出先及び提出期間

(1) 提出先

ア 道内（札幌市、小樽市、函館市及び旭川市を除く。）に住所がある者については、最寄りの総合振興局又は振興局の保健環境部保健行政室又は地域保健室

イ 札幌市、小樽市、函館市及び旭川市に住所がある者については、その市の保健所

ウ 道外に住所がある者については、北海道保健福祉部医療政策局医療業務課（郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 電話（直通）011-204-5251 又は（代表）011-231-4111 内線 25-361）

(2) 提出期間 平成25年12月2日（月）から同月6日（金）まで（各提出先の就業時間中）とする。ただし、郵便による場合は、同月6日（金）までの通信日付印のあるものを有効とする。

6 提出書類

次に掲げる書類を添付した受験願書を提出すること。

(1) 4の(1)から(4)までに該当する者にあつては、修業（見込）証明書又は卒業（見込）証明書

- (2) 4の(5)に該当する者にあつては、厚生労働大臣が交付した看護師国家試験受験資格認定（見込）書の写し（原本を提示すること。）
この場合、看護師国家試験資格認定見込書の写しを提出した者にあつては、平成26年3月7日（金）までに北海道保健福祉部医療政策局医療業務課へ看護師国家試験受験資格認定書の写し（原本を提示すること。）を提出すること。 1 通
- (3) 4の(6)に該当する者にあつては、知事が交付した准看護師試験受験資格認定書の写し 1 通
- (4) 写真
提出前6か月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル横4センチメートルの写真を受験願書の所定欄に貼り付けること。
- 7 受験手数料
6,900円
なお、受講手数料は北海道収入証紙を受験願書の所定欄に貼り付け、出願者の印章又は署名により消印すること。ただし、道外の受験者で北海道収入証紙が入手できない場合は、定額小為替又は普通為替によることができる。
- 8 受験票の交付
受験願書を受理したときは、試験会場及び受験上の留意事項を記載した受験票を試験のおおむね1週間前までに出願者に送付する。
- 9 合格の発表
(1) 発表日時 平成26年3月12日（水）午前9時
(2) 閲覧場所 北海道保健福祉部医療政策局医療業務課、各総合振興局及び振興局の保健環境部保健行政室及び地域保健室並びに小樽市保健所
- 10 合格証書の交付
合格者には、合格証書を交付（郵送）する。ただし、6の(1)の書類として修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者は、平成26年3月7日（金）までに北海道保健福祉部医療政策局医療業務課へ修業証明書又は卒業証明書（以下「卒業証明書等」という。）を提出すること。
なお、平成26年3月7日（金）までに卒業証明書等を提出することができない者については、平成26年3月31日（月）までに北海道保健福祉部医療政策局医療業務課へ卒業証明書等を提出すること。
また、平成26年3月31日（月）までに卒業証明書等の提出がない場合は、当該受験は無効とする。
なお、郵便による場合は、同月31日（月）までの通信日付印のあるものを有効とする。
- 11 試験結果の口頭開示
受験者本人から口頭による開示請求があった場合、次により試験結果を開示する。

- (1) 開示する内容 総合得点
(2) 開示を行う期間 平成26年3月12日（水）から同年4月11日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
(3) 開示を行う場所 北海道総務部人事局法制文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナー
(4) 口頭による開示請求に必要な書類
受験者本人であることを証明するもの（運転免許証、旅券等）を持参すること。
(5) 口頭による開示請求を行うことができる者は受験者本人に限る。
また、電話での口頭による開示請求は行うことができない。
- 12 受験者の取扱い
(1) 受験者は原則として道内に住所地がある者とする。
(2) 道外に住所地がある者で、受験を希望する場合は、あらかじめ電話で北海道保健福祉部医療政策局医療業務課に申し込むこと。
(3) 試験会場の収容人数には制限があるため、受験会場の希望にそえない場合がある。
また、受験者数の調整を行う必要が生じた場合は、道内の准看護師学校養成所を卒業した者（卒業見込みの者を含む。）及び道内在住者を優先する。
- 13 その他
(1) 受験願書用紙は、北海道保健福祉部医療政策局医療業務課並びに道内の最寄りの総合振興局及び振興局の保健環境部保健行政室及び地域保健室において配布する。
(2) 受験願書用紙を郵便で請求する場合は、封筒の表に「准看護師試験願書」と朱書きして、120円分の郵便切手（1部の場合）を貼った宛先明記の返信用封筒（角2号）を同封の上、北海道保健福祉部医療政策局医療業務課又は道内の最寄りの総合振興局若しくは振興局の保健環境部保健行政室若しくは地域保健室に請求すること。
(3) 視覚・聴覚・音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、平成25年11月29日（金）までに北海道保健福祉部医療政策局医療業務課に申し出ること。
(4) 悪天候等による試験の開始時刻繰下げ等の連絡事項がある場合は、北海道保健福祉部医療政策局医療業務課のホームページ（アドレス <http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/iyk/index.htm>）に掲載する。

北海道告示第702号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成25年10月18日、富良野土地改良区の定款の変更を認可した。

平成25年10月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第703号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により、平成25年10月21日、由仁土地改良区が新たに行う土地改良（岩内地区農山漁村活性化プロジェクト支援交付金〔基盤整備〕（農業用排水施設））事業の施行を認可した。

平成25年10月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第704号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年10月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件変更予定保安林 利尻郡利尻町（次の図に示す部分に限る。）
の所在場所
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び利尻町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第705号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年10月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 余市郡赤井川村（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 水源の涵^{かん}養
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 利尻郡利尻町（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 岩見沢市（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 風害の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局産業振興部林務課並びに岩見沢市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第706号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を関係市役所及び関係町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成25年北海道告示第642号のとおりである。

平成25年10月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 所在が不明な者

夕張市旭町79所在の森林について所有権を有する 井上 ふじゑ、河井 きよめ、
宇山 ハツ、北崎 博、畑中 慎一、菊池 葉子、斎藤 徳太郎、武内 常次
夕張市旭町83の3所在の森林について所有権を有する 加藤 慶太郎
夕張市旭町83の4所在の森林について所有権を有する 本間 忠五郎

(2) 掲示場所 夕張市役所

2(1) 所在が不明な者

芦別市常磐町577、603の2、606所在の森林について所有権を有する 谷口 了子
芦別市常磐町578の3所在の森林について所有権を有する
藤井 淳子、吉本 綾子、浅井 貞子

(2) 掲示場所 芦別市役所

3(1) 所在が不明な者

赤平市共和町578の1、578の2、580の1所在の森林について所有権を有する
林 豊松、林 忠夫
赤平市共和町576の3、598の1、598の2、598の3、599の2、599の3、599の5、
599の6、620、624、630、632所在の森林について所有権を有する 長本 順一
赤平市共和町599の1所在の森林について所有権を有する 長本 輝男
赤平市共和町600所在の森林について所有権を有する 与那城 ヒデ
赤平市共和町604、608、614、621、626、631、639、646、649所在の森林について所
有権を有する 北日本産業株式会社
赤平市共和町605、611所在の森林について所有権を有する

佐藤 幸、佐藤 正枝、佐藤 健二

赤平市共和町615、616、617、645所在の森林について所有権を有する 三笠 岩蔵

赤平市共和町619所在の森林について所有権を有する 株式会社トヨイチ

赤平市共和町622、627、628、633、635、636、637、638所在の森林について所有権を
有する 三橋 厚次

赤平市共和町623所在の森林について所有権を有する 永瀬 外喜子

赤平市共和町629所在の森林について所有権を有する 大迫 方子

赤平市共和町643、648所在の森林について所有権を有する 岩崎 フミエ

赤平市共和町644、647所在の森林について所有権を有する 白川 幸一

(2) 掲示場所 赤平市役所

4(1) 所在が不明な者

雨竜郡雨竜町字恵岱別1009の7、1009の10、1009の21所在の森林について所有権を有
する 長田 栄太郎

(2) 掲示場所 雨竜町役場

5(1) 所在が不明な者

雨竜郡北竜町字西川144の9所在の森林について所有権を有する 浅野 茂樹
雨竜郡北竜町字西川145の10所在の森林について所有権を有する 川本 猛雄

(2) 掲示場所 北竜町役場

北海道告示第707号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定によ
る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第
189条の規定により、その通知の内容を古平町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成
25年北海道告示第640号のとおりである。

平成25年10月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

古平郡古平町大字沖町27の11所在の森林について所有権を有する 小野 繁

北海道告示第708号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定によ
る保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第
189条の規定により、その通知の内容を上ノ国町役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平
成25年北海道告示第654号のとおりである。

平成25年10月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

所在が不明な者

檜山郡上ノ国町字北村140所在の森林について所有権を有する 高橋 ノブ

檜山郡上ノ国町字北村142所在の森林について所有権を有する 出口 武道

檜山郡上ノ国町字北村160所在の森林について所有権を有する 野坂 弥吉

檜山郡上ノ国町字北村185の2所在の森林について所有権を有する 前田 鉄男

北海道告示第709号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変
更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道渡島総合振興局函館建設管理部に
備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成25年10月29日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 道路の種類 道道 2 路 線 名 函館恵山線 3 道路の区域 <table><tr><td>区</td><td>間</td><td>変更前後の別</td><td>敷地の幅員</td><td>延 長</td><td>国道等との重複区間</td></tr><tr><td>函館市鉄山町140番3地先から</td><td></td><td>前</td><td>21.11mから</td><td>120.00m</td><td>—</td></tr><tr><td>同市鉄山町197番1地先まで</td><td></td><td>後</td><td>21.11mから</td><td>120.00m</td><td>—</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>37.05mまで</td><td></td><td></td></tr></table>						区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間	函館市鉄山町140番3地先から		前	21.11mから	120.00m	—	同市鉄山町197番1地先まで		後	21.11mから	120.00m	—				37.05mまで			4 随意契約に係る契約金額 29,925,000円 5 契約の相手方を決定した手続 随意契約 6 随意契約によった理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道空知総合振興局札幌建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 札幌市中央区南11条西16丁目					
区	間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間																														
函館市鉄山町140番3地先から		前	21.11mから	120.00m	—																														
同市鉄山町197番1地先まで		後	21.11mから	120.00m	—																														
			37.05mまで																																
北海道告示第710号 都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。 平成25年10月29日 北海道知事 高 橋 はるみ 1 施 行 者 の 名 称 木古内町 2 都市計画事業の種類及び名称 木古内都市計画道路事業（3・4・3号環状線通） 3 事 業 施 行 期 間 平成23年5月27日から平成28年3月31日まで 4 事 業 地 （ 収 用 の 部 分 ） 平成23年5月27日付け北海道告示第374号の事業地のうち上磯郡木古内町字本町地内において事業地を変更する。 （ 使 用 の 部 分 ） 上磯郡木古内町字本町地内を加える。												道 警 察 本 部 告 示																							
北海道警察本部告示第366号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 平成25年10月29日 北海道警察本部長 坂 明 1 落札に係る物品等の名称（1リットル当たりの単価）及び調達予定数量 (1) 重油 J I S 1種1号 88,500リットル (2) 重油 J I S 1種2号 216,000リットル 2 落札を決定した日 平成25年9月19日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 氏 名 茂田石油株式会社 (2) 住 所 旭川市住吉4条2丁目8番13号 4 落札金額 (1) 80.4円 (2) 79.7円 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 平成25年8月6日付け北海道警察本部告示第280号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課 (2) 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目																																			
北海道空知総合振興局告示及び振興局告示																																			
北海道空知総合振興局告示第27号 次のとおり随意契約の相手方を決定した。 平成25年10月29日 北海道空知総合振興局長 山 根 康 徳 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量 水泳競技運営システム（審判計時装置他）一式 2 随意契約の相手方を決定した日 平成25年10月15日 3 随意契約の相手方の氏名及び住所 (1) 氏 名 セイコータイムシステム株式会社 (2) 住 所 東京都江東区福住2丁目4番3号																																			

北海道警察本部告示第367号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年10月29日

北海道警察本部長 坂 明

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 自動車ガソリン J I S 2号 4,000リットル

イ 軽油 J I S 特3号 15,000リットル

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入期日 平成26年1月10日

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和50年法律第96号）第27条第1項の規定による石油販売業の届出をしていること。

(5) 当該調達物品に関し、出荷することの証明を得られる者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成25年10月29日から同年12月2日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
北海道警察本部総務部会計課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道警察本部総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部1階入札会場
（送付による場合は、郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目 北海道警察本部総務部会計課）

(2) 入札日時 平成25年12月13日 午後1時30分（送付による場合は、同月12日 午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

(1) 名称及び数量 自動車ガソリン（J I S 1号）28,000リットルほか

(2) 予定時期 平成26年2月頃

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量50グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道警察のホームページ（<http://www.police.pref.hokkaido.lg.jp/>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)及び(11)から(13)までによるほか、次に

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
(2) 所 在 地 郵便番号 060-8520 札幌市中央区北2条西7丁目
電話番号 011-251-0110 内線 2239

12 Summary

A The nature and quantity of products to be procured :

a Gasoline for automobiles (JIS 2) 4,000 liters

b Light (Diesel) oil (JIS 3) 15,000 liters

B Bid tendering time and date : 1 : 30 P.M., December 13, 2013

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., December 12, 2013)

C Contact : Finance Division, General Affairs Department, Hokkaido Prefectural Police

Headquarters, Kita 2-jo Nishi 7-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8520 Japan

Phone : 011-251-0110 Extension 2239
